平成２１年（フ）第３７０号
福島県郡山市安積町長久保１丁目21番地の１メゾン・デスパシオ205号
債務者　小山　由江
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３７６号
福島県郡山市西田町芹沢字仁王ケ作80番地の22
債務者　佐久間富美子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３７７号
福島県須賀川市岡東町150番地２　安田荘５号
債務者　古川　文二
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３８０号
福島県郡山市開成２丁目１番31号　開成マンション205号
債務者　添田　　誠
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第８０６５号
大阪市都島区都島南通２丁目１番３―1009号
債務者　村山　節子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３３０号
大阪府門真市岸和田３丁目40番13号
債務者　浜本工業こと　濵本　弘幸
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３４９号
大阪市淀川区新北野３丁目７番14号　アペックス第二新北野205号
債務者　折笠逢郎こと折笠遙郎こと　オリカサ・ハルオ
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４７７号
大阪市東成区中本２丁目２番７号
債務者　大西　成子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８９１号
大阪府交野市私市６丁目30番14号
債務者　安江　美紀
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０２６号
大阪市福島区福島７丁目13番２―1202号
債務者　柳本　雄史
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１０９号
大阪府守口市橋波東之町３丁目６番２―406号
債務者　久高　　順
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２５９号
大阪府枚方市牧野北町10番29―406号
債務者　村尾美代子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２６６号
大阪市中央区南船場１丁目16―23―706、住民票上の住所大阪市中央区南船場１丁目16番23―511号
債務者　美容院コーこと　香山　厚志
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２７４号
大阪市西淀川区姫里２丁目６番６号　オリンピヤコープＢ702号室
債務者　村上　義輝
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４０５号
大阪市平野区西脇３丁目１番20―108号
債務者　佐藤　　健
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５５４号
大阪府寝屋川市緑町28番７号
債務者　**柗**井　一博
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５９１号
大阪府大東市錦町８番18号　エクセレンス永光105号
債務者　末廣　建也
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部